

## 警察署協議会会議録

久留米警察署協議会

開催年月日時	令和6年6月21日 午後4時30分 から 令和6年6月21日 午後5時30分 まで	
開催場所	久留米警察署4階会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下12名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、総務第一課長、総務第二課長、警備課長、事務局
議事概要		
<p><b>【署長挨拶】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御多忙中のところ、久留米警察署協議会に御出席いただき、また、平素から警察活動への御支援・御尽力をいただき、感謝申し上げます。</li> <li>○ 協議会は警察署長の諮問機関であり、警察と住民との懸け橋となっていていただくべく、各方面の方々に委員になっていただいている。 本日は、議事として「管内の交通情勢等について」を報告させていただくが、それに限らず、忌憚のない御意見を願います。</li> <li>○ 署員一同、心を一つにして、住民の安全・安心の確保はもとより、久留米の地域がより住みやすい地域になるべく努めて参りたい。</li> </ul> <p><b>【会長挨拶】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協議会という形で、私たちに警察の具体的な取組を間近で見聞させていただく機会を作ってください、感謝申し上げます。</li> <li>○ 委員の皆様も御多忙の中、お集りいただき、感謝申し上げます。</li> <li>○ 署長から「心を一つに」との言葉があったが、私たち委員もその一員として、努めて参りたい。</li> </ul> <p><b>【議事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内の交通情勢等について</li> </ul>		

## 議 事 概 要

### 【質疑応答】

- 委員から「道路標識による一時不停止の交通違反について、徐行でも違反とされるのは厳し過ぎるのではないかという周囲の声を聞く。」旨の質疑があり、交通管理官から「道路交通法に停止線の直前で一時停止しなければならない旨が明記されているので、完全に停止してください。また、事故を起こさないためにはどうすればいいのかという観点で、取締りにも御協力をいただきたい。」旨の回答があった。
- 委員から「自転車のヘルメット着用の義務化など、交通ルールを理解していない人が多いように思われるので、対策があれば教えていただきたい。」旨の質疑があり、交通管理官から「小学校から大学まで、段階に応じて交通安全教育を行うなどして、交通ルールの浸透を図っている。また、あらゆる広報媒体を活用し、ヘルメット着用促進などについて広報啓発を行っている。」旨の回答があった。
- 委員から「道路上で横断歩道や中央線等の線が消えかかっている箇所が認められるが、点検や補修をしている機関を教えていただきたい。」旨の質疑があり、交通管理官から「横断歩道や停止線等は警察が担当しており、定期的に点検を行い業者に補修を依頼している。段階的に補修していることから、作業完了まで日数を要する場合がある。その他の白線などについては、基本的に市道であれば市役所、県道であれば県土整備事務所、国道であれば国土交通省が管理しているが、警察に相談していただければ確認の上、それぞれの担当の課へ連絡する。」旨の回答があった。

### 【署長からのお知らせ】

- 署長から委員に対して、久留米警察署が取り組んだ梅雨期に向けた災害警備訓練を始め、庁舎の美化活動を含む基盤強化の推進についての紹介があった。